

## 新商標へのご案内

ペット用品の販売には、商標やデザインが**最重要**です。しかし、他社が商標権を持っているときは権利侵害にペット関連の商標は第 31 類のペットフードのほか、約 1 2 類別の区分へ関連します。

使用したい商標があるとき。

使用している商標について安全かどうか。

更新や書換えの時期が近づいたとき。

当所は、商標(マーク・店名・ネーミング・図柄・サービスマーク・キャラクター)に関する専門事務所としてバックアップ致します。

どうぞ、当所の**商標ホームページ**をご覧ください。 

菅原特許商標事務所

弁理士 菅原 修

〒192-0075 東京都八王子市南新町 3 番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail [ospat@nifty.com](mailto:ospat@nifty.com)